

個人情報を取り扱う事務の委託に関する特記仕様書

第1 昭島市個人情報保護条例等の遵守

昭島市（以下「市」という。）から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたもの（個人情報を取り扱う事務を請け負ったものを含む。以下「受注者」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、当該委託（請負を含む。）による業務（以下「受託個人情報取扱業務」という。）の処理に当たっては、昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号）及び昭島市情報セキュリティ基本方針に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

第2 適正な管理

受注者は、受託個人情報取扱業務に係る個人情報の漏えい、紛失、改ざん、滅失、毀損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）の防止を図り、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

第3 責任体制の整備

- 1 受注者は、受託個人情報取扱業務について、内部における責任体制を整えとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、作業従事者、連絡体制及び作業場所を定め、書面により市に届出をし、その承諾を得なければならない。
- 2 受注者は、前項に定める事項に変更が生じた場合、速やかに変更内容を書面により市に届出をし、その承諾を得なければならない。

第4 教育及び研修の実施

- 1 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、この特記仕様書における責任者及び作業従事者が遵守すべき事項その他受託個人情報取扱業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、実施しなければならない。
- 2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。
- 3 受注者は、市から前2項の実施状況について報告を求められた場合は、速やかに書面により報告をしなければならない。

第5 秘密の保持

受注者は、受託個人情報取扱業務に関して知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第6 個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

受注者は、市の指示又は承諾のある場合を除き、受託個人情報取扱業務に関して知り得た個人情報を当該受託個人情報取扱業務において処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

第7 複写等の禁止

受注者は、市の指示又は承諾のある場合を除き、受託個人情報取扱業務に係る個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第8 再委託

- 1 受注者は、受託個人情報取扱業務を自ら取り扱うものとし、第三者に委託し、又は請

け負わせてはならない。

- 2 受注者は、受託個人情報業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託する業務内容等を明確にした上で、あらかじめ書面により市に申請し、承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、市に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、再委託先に対して受託個人情報取扱業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、市の求めに応じて、管理・監督の状況を市に対して適宜報告しなければならない。

第9 個人情報の管理

受注者は、受託個人情報取扱業務において取り扱う個人情報を保持している間は、次の各号に定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管しなければならない。
- (2) 市が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。
- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施さなければならない。
- (4) 事前に市の承諾を受けて、業務を行う場所で、かつ、業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複写又は複製してはならない。
- (5) 個人情報を移送する場合は、移送時の体制を明確にしなければならない。
- (6) 個人情報を電子データで保管する場合は、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検しなければならない。
- (7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取り扱いの状況を当該台帳に記録しなければならない。
- (8) 個人情報の漏えい等の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負わなければならない。
- (9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせてはならない。
- (10) 個人情報を取り扱う作業を行うパソコンには、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションがインストールされてはならない。
また、当該パソコンを使用する際には、インターネットなど外部環境との通信を一切遮断した環境で使用しなければならない。

第10 個人情報の返還等

受注者は、受託個人情報取扱業務を完了したときには、次の各号に定めるところにより、個人情報の返還又は廃棄をしなければならない。

- (1) 受注者は、受託個人情報取扱業務の終了時に、当該受託個人情報取扱業務において取り扱う個人情報について、市の指定する方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。
- (2) 受注者は、受託個人情報取扱業務において取り扱う個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により市に届出をし、その承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し、市の職員の立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 受注者は、受託個人情報取扱業務において取り扱う個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電氣的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- (5) 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により市に報告しなければならない。

第11 報告

受注者は、市から個人情報の取り扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに書面により報告しなければならない。

第12 実地調査等

- 1 市は、必要があると認めるときは、受注者及び再委託先に対して立入調査し、又は報告を求めることができる。
- 2 受注者及び再委託先は、前項の規定に基づき、市から立入調査又は報告を求められた場合は、これに従わなければならない。

第13 事故発生時の対応

- 1 受注者は、受託個人情報取扱業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに市に対して、当該事項に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、市の指示に従わなければならない。
- 2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 市は、受託個人情報取扱業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第14 契約解除

- 1 市は、受注者がこの特記事項に定める義務を履行しない場合は、この特記事項に関連する受託個人情報取扱業務に係る契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、市に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第15 損害賠償

受注者の故意又は過失を問わず、受注者がこの特記仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、市に対する損害を発生させた場合は、受注者は、市に対して、その損害

を賠償しなければならない。

昭島市個人情報保護条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取り扱いについて定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、削除並びに目的外の利用及び提供の中止を請求する市民の権利を明らかにし、もって市民の基本的人権の擁護を図ることを目的とする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、その取り扱いに適正を期し、市民の基本的人権を侵害することのないよう努めなければならない。

（委託を受けたもの等の責務）

第12条 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたもの又は公の施設の管理を行う指定管理者は、当該個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故の防止を図り、当該個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の委託を受けた事務又は前項の指定管理者が行う公の施設の管理に係る事務（以下これらを「受託等個人情報取扱事務」という。）に従事している者又は従事していた者は、当該受託等個人情報取扱事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（罰則）

第36条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託等個人情報取扱事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第37条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第36条又は第37条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。